

インボイス制度導入に伴う電力受給契約（変更）申込書の一部変更について

2023年10月1日より、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されるため、お申込み時の提出資料である電力受給契約（変更）申込書へ事業者区分選択欄を追加いたします。

そのため、2023年5月1日以降のお申込みは、『事業者区分』の選択欄を、以下の事業者に該当する番号をご選択いただきまして、お申込みをお願いいたします。

なお、空欄でお申込みいただいた場合は、『2. 免税事業者』として受付いたします。

『1. 適格請求書（インボイス）発行事業者』

税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書（インボイス）発行事業者」の方は、こちらをご選択いただいた後、登録番号欄へT+13桁の登録番号をご入力いただきますようお願いいたします。

<入力例>登録番号：T1234567890123

『2. 免税事業者』

基準期間※の課税売上高が1,000万円以下である「免税事業者」の方はこちらをご選択ください。

※原則として、個人事業者は前々年度、法人は前々事業年度となります。

■電力受給契約（変更）申込書のダウンロードは[こちら](#)からお願いいたします。

インボイス制度の詳細につきましては、以下ホームページも合わせてご確認ください。

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）におけるインボイス制度関連情報について

【資源エネルギー庁ホームページ：なっとく！再生可能エネルギー（インボイス制度関連）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html

○インボイス制度について

【国税庁ホームページ：特集 インボイス制度】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>